

	履行期間	契約締結日から令和2年7月31日まで
<h1>設 計 書</h1>		
1 委 託 名	<u>令和2年度根岸住宅地区周辺交通量調査委託</u>	
2 履 行 場 所	<u>根岸住宅地区（中区蓑沢他）及びその周辺地区</u>	
3 か し 担 保	<u>不要</u>	
4 その他特記事項	<u>なし</u>	
5 支 払 い 方 法	<u>(1) 契約区分 確定契約</u> <u>(2) 前金払い しない</u> <u>(3) 部分払い しない</u>	
6 委 託 概 要	<u>(1) 調査計画 1式</u> <u>(2) 調査準備 1式</u> <u>(3) 実態調査 1式</u> <u>(4) 資料整理 1式</u> <u>(5) 打合せ 1式</u>	
<p>委 託 理 由  本委託は、業務を効果的、効率的に行うため、必要な調査・検討を行います。</p>		

## 横 浜 市 政 策 局

委託代金額 ￥

---

内 訳 業務価格 ￥

消費税及び地方消費税相当額 ￥

横浜市政策局

委 託 代 金 内 訳 書

費目	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
	調査計画	1	式			
	調査準備	1	〃			
	実態調査	1	〃			
	資料整理	1	〃			
	打合せ	1	〃			
直接人件費計						
直接経費	電子成果品作成費等	1	式			
諸経費		1	〃			
計						
端数調整						
消費税相当額						10%
業務委託料						

# 仕 様 書

## 1 適用範囲

本仕様書は、委託者（以下、甲という）が、受託者（以下、乙という）に業務委託する「令和2年度根岸住宅地区周辺交通量調査委託」に適用する。

## 2 履行場所

根岸住宅地区が存する横浜市中区箕沢、寺久保、塚越、大平町、山元町、大芝台、根岸台、南区山谷、平楽、磯子区上町、下町、馬場町、及び坂下町並びにその周辺地区

## 3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和2年7月31日までとする。

## 4 業務の目的

本業務は、日米政府間で返還方針が合意されている根岸住宅地区（約43ha）における跡地利用の検討にあたり、根岸住宅地区周辺の現況の交通実態を把握するために行う。

## 5 業務内容

### (1) 交通量調査等

交通量調査等における調査対象交差点及び交差点別の調査項目は、次の表の通りとする。また、調査は令和2年5月の平日一日とし、調査時間は7時～19時（12時間）とする。なお、調査対象交差点（6か所）の詳細位置は別紙を参照すること。

No.	箇所名	自動車類 交通量	歩行者等 交通量	渋滞長等	信号現示	道路現況
1	睦町一丁目・中村橋交差点	○	○	○	○	○
2	根岸旭台交差点	○	○	○	○	○
3	山元町4丁目交差点	○	○	○	○	○
4	大平町入口交差点・箕沢入口交差点他	○	○	○*	○*	○
5	根岸不動下交差点	○	○	○	○	○
6	柏葉入口交差点	○	○	○	○	○

\*No.4 大平町入口交差点・箕沢入口交差点他については、信号がある大平町入口交差点及び箕沢入口交差点についてのみ渋滞長等調査及び信号現示調査を行うこと。

## ア 自動車類交通量調査

調査対象交差点を通過する車両について、方向別、車種別、時間別に観測する。なお、車種分類は次に示す5車種とし、集計は15分毎とする。

車種区分	ナンバー	内訳
乗用車類	3、5、7	軽乗用車、普通乗用自動車、小型乗用自動車
バス	2	路線バス、観光バス等
小型貨物車	4、6	軽貨物車、小型貨物自動車（ライトバン含む）
普通貨物車	0、1、9	普通貨物自動車、特殊用途自動車（緊急自動車、クレーン車等）、 特殊自動車（ロード・ローラ、スタビライザ等）、 大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車（セミトレーラ等）
二輪車	—	原動機付き二輪車を含む

※外交官車両、在日米軍車両、自衛隊車両、臨時運行車両等、独自ナンバーを付けている車両は、それぞれの形状、用途等を想定し、上記の分類に含めて観測する。

※「8ナンバー車」については、それぞれの形状、用途等を想定し、各車種に区分して観測する。

## イ 歩行者等交通量調査

調査対象交差点を通過する歩行者・自転車について、方向別、時間別に観測する。なお、分類は次に示す2種類とし、集計は15分毎とする。

区分	内訳
歩行者	自ら歩行もしくは車椅子等で移動しているもの、自転車を手押ししているもの、身体障害者用の車椅子、歩行補助者、小児用の車を観測する。 ※軽車両（リアカー、牛馬車等）を引いている人、背負われている子供、ベビーカーの中にいる子供、路上で遊んでいる人は観測対象外とする。
自転車	自転車の運転者を観測する。 ※自転車を手押ししている方は自転車で観測する。

※デモ隊、葬列、通勤・通学等の隊列は観測した上で、備考欄にメモしておく。

## ウ 渋滞長等調査

調査対象交差点の流入部において、滞留長及び渋滞長を観測するとともに、通過時間及び渋滞原因を調査する。なお、集計は15分毎とする。

※滞留長とは、信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離をいう。なお、滞留長を計測する際、最後尾車両が停止した車線を記録する。

※渋滞長とは、滞留時最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離をいう。（ただし1回の青信号で通過した場合の渋滞長は0mとする。）

※通過時間とは、信号が赤から青へ変わる瞬間の最後尾の自動車が停止線を通過するまでの時間とする。信号の1サイクルで交差点を通過できなかった場合は、その信号待ち時間も含まれる。

## エ 信号現示調査

調査対象交差点において、信号制御による階梯図を描き、各信号機のサイクル長及び各現示のスプリット時間を観測する。観測は朝（7時～10時）、昼（11時～14時）、夕（16時～19時）の3時間帯とする。

#### オ 道路現況調査

調査対象交差点において、交差点形状、道路幅員（車線構成、右折レーン長等）、交通規制を調査する。

#### (2) 打合せ

本業務着手時及び成果品納入時のほか、適宜打合せを行う。

### 6 業務実施方法

業務の遂行に際して、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 乙は、業務の実施に際して、甲と十分協議すること。
- (2) 乙は、業務の進捗状況について、甲に適宜報告すること。
- (3) 乙は、業務遂行の為、履行場所の現地調査等を行う場合は、甲の許可を得ること。
- (4) 乙が業務遂行に必要な資料やデータ等については、協議により甲から貸与する。また、貸与した資料については、業務終了後、甲に返却すること。
- (5) その他必要事項については、甲と協議の上実施すること。

### 7 成果品

成果品の提出は次の通りとする。

- (1) 報告書 2部（A4版）  
報告書には、交通量調査結果を記載し、調査状況及び交通状況の写真を添付すること。
- (2) 上記提出文書等のデータを格納した電子媒体 1部
- (3) 成果品のすべては甲の所有とし、乙は甲の承認を受けずに使用又は公表してはならない。
- (4) 成果品の納入先は横浜市政策局基地対策課とする。

### 8 秘密の保持

乙は、本業務遂行中に知り得た事項については、いかなる理由があっても甲の承認なしに他に漏らしてはならない。

### 9 個人情報の保護

- (1) 乙は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、すみやかに「個人情報取扱特記事項」第11条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出しなければならない。

### 10 その他

この仕様書に定めのない事項については、横浜市契約規則及び委託契約約款の定めによるほか、必要に応じて甲と乙が協議して決める。

# 履行場所図





